

【給与所得の源泉徴収票】

※ 様式はA4用紙1枚に税務署提出用及び受給者交付用の各1枚が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備考

- 1 この源泉徴収票は、居住者に支払う法第226条第1項に規定する給与等（以下この表において「給与等」という。）について使用すること。
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（16において「個人番号」という。）を記載すること。ただし、給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。
 - (2) 「種別」の欄には、俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金のように記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した給与等（令第311条に規定する給与等を含む。）の金額を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (4) 「給与所得控除後の給与等の金額」の項には、法第190条の規定の適用がある場合に限り、支払金額に応じて求めた法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を記載すること。
 - (5) 「所得控除の額の合計額」の項には、法第190条の規定の適用がある場合に限り、同条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号イからホまでに掲げる金額の合計額を記載すること。
 - (6) 「源泉徴収税額」の項には、次に掲げる税額を記載し、当該税額のうち源泉徴収票を作成する日においてまだ法第183条の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。
 - (イ) 法第190条の規定の適用がある場合 同条に規定する超過額がある場合には法第183条の規定により徴収される税額から当該超過額に相当する金額を控除し、法第190条に規定する不足額がある場合には法第183条の規定により徴収される税額に当該不足額に相当する金額を加算した金額
 - (ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 法第183条の規定により徴収される税額
 - (7) 「控除対象配偶者の有無等」の項には、その年12月31日（年の中途において退職したものについては、退職当時。以下この表において同じ。）の現況により、該当欄の該当事項を○で囲むこと。
 - (8) 「配偶者特別控除の額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ニに規定する配偶者特別控除の額に相当する金額を記載すること。
 - (9) 「控除対象扶養親族の数」の項には、その年12月31日の現況により、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載し、当該老人扶養親族のうち租税特別措置法第41条の16第1項の規定に該当する老人扶養親族があるときは、その該当する者の数を内書すること。
 - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
 - (10) 「控除対象配偶者の有無等」及び「控除対象扶養親族の数」の「従」と記載されている項には、従たる給与についての扶養控除等申告書を提出している者の控除対象配偶者の有無及び控除対象扶養親族の数を(7)及び(9)に準じて記載すること。
 - (11) 「障害者の数」の項には、その年12月31日の現況により、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特別」の欄には、控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第85条第2項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
 - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
 - (12) 「社会保険料等の金額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した次に掲げる金額の合計額を記載し、(ロ)に掲げる金額については、これを内書すること。この場合において、当該合計額のうち法第196条第2項に規定する社会保険料の金額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及びその年中に支払った当該社会保険料の金額を記載すること。
 - (イ) 法第190条第2号イに規定する社会保険料の金額及び同号ロに規定する社会保険料の金額に係る控除の額
 - (ロ) 法第190条第2号イに規定する小規模企業共済等掛金の額及び同号ロに規定する小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額

- (13) 「生命保険料の控除額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ロに規定する新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額に係る控除の額の合計額を記載すること。この場合において、「摘要」の欄には、その年中に支払った当該新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額を、それぞれ記載すること。
- (14) 「地震保険料の控除額」の項には、法第190条第2号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ロに規定する地震保険料の金額に係る控除の額を記載すること。この場合において、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第10条第2項の規定の適用があるときは、同項第1号に規定する地震保険料等の金額に係る控除の額を記載することとし、同項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及びその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る同号に規定する旧長期損害保険料の金額を記載すること。
- (15) 「住宅借入金等特別控除の額」の項には、租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定によりその年分の法第190条第2号に掲げる税額（以下(15)において「算出税額」という。）から控除した年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の額を記載すること。この場合において、その年分の同項に規定する当該申告書に記載された金額が算出税額を超える場合には、「摘要」の欄にその旨及び当該金額を記載すること。
- (16) 「控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の欄には、その年12月31日の現況により、それぞれ控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票にあつては、氏名）を記載すること。この場合において、これらの者が非居住者である場合には、その旨を記載すること。
- (17) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。
- (イ) その給与等が法第41条の2の規定により同条に規定する給与等の収入金額とみなされるものである場合 その旨
 - (ロ) 法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額がある場合 その合計所得金額又はその見積額
 - (ハ) 給与等の支払を受ける者が法第185条第1項第2号の規定の適用を受ける者である場合 乙欄適用者
 - (ニ) 法第190条及び令第311条の規定の適用を受けた者である場合 その計算の基礎となつた従前の給与等の支払者の支払の確定した給与等の金額及びその支払者の氏名又は名称並びに同条に規定する主たる給与等の支払者でなくなる日
 - (ホ) 給与等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、租税特別措置法第41条の17第1項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合 その旨
 - (ヘ) (ロ)に規定する配偶者又は障害者である扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）が非居住者である場合 その者の氏名及びその者が非居住者である旨
 - (ト) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合（(フ)に該当する場合を除く。）その適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及びその者の住宅の取得等（同法第41条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（フ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（フ）において同じ。）に該当する場合には、その旨
 - (フ) 給与等の支払を受ける者が二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額若しくは同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額若しくは同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額をいう。以下(フ)において同じ。）について同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合 当該住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等ごとのその適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨
 - (リ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により同法第41条の2の2第1項の規定の適用を受けた者である場合（(フ)に該当する場合を除く。）同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金

額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額

(ヌ) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第3条の2又は第9条第2項の規定により法第183条の規定による徴収を猶予した所得税の額がある場合 その旨及びその所得税の額

(ル) 所得税条約に基づき課税の免除を受ける給与等がある場合 その旨

3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。